

PART 746
EMBARGOES AND OTHER SPECIAL CONTROLS
禁輸及びその他の特別規制

Sec.		Page
746. 1	序文 -----	1
746. 2	キューバ -----	2
746. 3	イラク -----	4
746. 4	北朝鮮 -----	6
746. 5	ロシア産業向け制裁 -----	7
746. 6	ウクライナのクリミア半島地域 -----	8
746. 7	イラン -----	9
746. 8	[Reserved]	
746. 9	シリア -----	10
付則 1	贅沢品の例	
付則 2	ロシア産業向け制裁	

Part 746 (第746章) — 禁輸及びその他の特別規制

§ 746.1 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章は、米国政府の政策を実行するために課せられる EAR 対象品目及び行為に対する広範囲にわたる規制を執行するものである。本章には2つのカテゴリーの規制が含まれる。

(a) 包括的規制

本章は、全般的な禁輸対象国又は包括的被制裁国（現在は、キューバ、イラン及びシリア）に対する、BIS のすべての輸出許可要求事項、輸出許可方針及び許可例外を収載又は言及している。

(1) キューバ

キューバには、商務省規制品リスト (CCL) に掲げるすべての品目に対して輸出許可が必要である。さらに、キューバには、EAR の対象ではあるが CCL には収載されていないその他の多くの品目 (“EAR99” で指定されている) に対して輸出許可が必要である。これらの仕向地に向けて輸出許可を必要とする大部分の品目は、一般方針として拒絶の対象となる。これらの規制は実質的にすべての輸出に及ぶため、EAR § 738 のカントリーチャートには出てこないし、EAR § 774 の商務省規制品リストにも反映されていない。

(2) イラン

BIS は、イランへの輸出及び再輸出に対する輸出許可要求事項及びその他の制限事項を維持している。この国に関係する取引に対する包括的な禁輸が、財務省海外資産管理局 (OFAC) により執行されている。

(3) シリア

2003 制定のシリア 問責レバノン主権回復法 (公法 108-75、22 U. S. C. 2151 に注として成文化されている) (SAA) の § 5(a) (1) 及び § 5(a) (2) (A) に基づいて、BIS は、2004 年 5 月 14 日以降、15 CFR PART 774 の商務省規制品リスト (CCL) に掲げるすべての品目のシリアへの輸出禁止並びに食料品及び医薬品を除く米国製品のシリアへの輸出禁止を維持してきた。大統領は、また、特定の取引に関し SAA の § 5(b) に従って国家安全保障上の権利放棄の権限を行使した。本章の § 746.9 は、EAR における被制裁国としてシリアに適用される特別な輸出許可要求事項、輸出許可政策及び許可例外について定めている。これらの条項は、2004 年 5 月 11 日の大統領令 13338 に沿って発令され、それは SAA に盛り込まれた。

(b) 特定の仕向地への選択されたカテゴリーの品目に対する制裁

(1) BIS は、国連安全保障理事会の武器禁輸対象国への指定されたカテゴリーの品目の輸出及び再輸出を規制している。§ 774 付則 1 の商務省規制品リストを参照のこと。§ 746.3 (イラク) 及び § 746.4 (北朝鮮) についても参照のこと。

(2) 国連安全保障理事会の武器禁輸対象国は、以下の国々である：

中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラン、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア及びスーダン。

(3) § 774 の中で “UN” 規制理由を有するものとして特定されている品目の、本節の (b) (2) 項で特定される国々への輸出又は再輸出には、輸出許可が必要である。そのような輸出許可申請は、その承認が、関連する国連の安全保障理事会決議に反することになる場合、BIS は、米国の国家安全保障及び対外政策上の国益に沿う範囲において、承認しない。

(4) 本節の (b) (2) 項でリストされている国々に対して UN の規制理由を持つ品目を輸出又は再輸出するのに許可例外を使用してはならない (ただし、米国政府の当局者及び機関又は EAR § 740.11 (b) で示される協力国政府の機関による私的な使用又は公務での使用のための品目に対して適用される許可例外 GOV を除く)。本項は、イラク、北朝鮮又はイランには適用されない (イラクは本章の § 746.3 (c) で定められ、北朝鮮は本章の § 746.4 (c) で定められ、イランは本章の § 746.7 (c) で定められる)。

(c) ロシア産業分野向け制裁

ロシア産業分野向け制裁は、§ 746.5 のもとで示されており、§ 774 付則 1 (規制品目リスト) の特定の輸出規制分類番号 (ECCN) の輸出許可要求事項欄と合わせて § 738 付則 1 の商務省カントリーチャートの脚注で言及されている。

- (d) 本章は、財務省海外資産管理局、及び国務省防衛取引管理部により維持されている規制の説明も収載している。EARのもとにBISが執行している包括的禁輸及び補足的規制は、多くの場合、これらの機関により維持されている品目及び行為に対する規制も含んでいる。本章では、BIS及びこれらの他の機関の間の輸出許可の責任分担を示している。他の機関の要求事項のリファレンスは情報を提供するものであって、最新で、完結した、正式の要求事項については、しかるべき機関の規則を調べなければならない。

§ 746.2 キューバ

(a) 輸出許可要求事項

1979年の輸出管理法(EAA)(改正版)の§6、及び1917年の対敵通商法(改正版)を典拠として、以下の場合を除いて、キューバへのすべてのEAR対象品目(EAR対象品目の範囲については、EAR§734を参照しなさい)の輸出又は再輸出(キューバ国民へのEAR対象の技術又はソースコードの提供を含む)に輸出許可が必要となる。

(1) 許可例外

あなたの取引が、次に掲げるいずれかの許可例外のすべての適用される該当する条件及び制約を満たす場合、輸出許可なしに輸出又は再輸出をすることができる。適用範囲と適格性の要求事項を確定するために、EAR§740(許可例外)の節又は特定の項を調べる必要がある。禁輸国に適用できる条項は通常限られているので、各許可例外を慎重に調べなさい。

- (i) 報道機関による一時的な輸出及び再輸出(TMP)(EAR§740.9(a)(9)を参照しなさい)。
- (ii) 合法的に輸出された貨物又はソフトウェアのための使用に係る技術及びソフトウェア(TSU)(EAR§740.13(a)を参照しなさい)。
- (iii) 販売に係る技術(TSU)(EAR§740.13(b)を参照しなさい)。
- (iv) 合法的に輸出されたソフトウェアのソフトウェア・アップデート(TSU)(EAR§740.13(c)を参照しなさい)。
- (v) 合法的に輸出された特定の貨物における1対1で交換される部品(RPL)(EAR§740.10(a)を参照しなさい)。
- (vi) 手荷物(BAG)(EAR§740.14を参照しなさい)。
- (vii) 政府及び国際組織(GOV)(EAR§740.11を参照しなさい)。
- (viii) 贈与品及び人道的寄贈品(GFT)(EAR§740.12を参照しなさい)。
- (ix) カナダから米国を通過する輸送中の品目(TMP)(EAR§740.9(b)(1)(iv)を参照しなさい)。
- (x) 航空機、船舶及び宇宙空間用の飛しょう体(AVS)——一時寄港中の特定の航空機；船舶又は航空機で永続的に使用するための装置及びスペアパーツ、並びに船舶及び航空機の備品；一時寄港中の船舶に対するもの；又は一時寄港中に航空機若しくは船舶でキューバを通過する積荷(EAR§740.15(a)、(b)、(d)、及び(e)を参照のこと)。
- (xi) 外国製の装置の中の特定のスペアパーツの許容される再輸出(EAR§740.16(h)を参照しなさい)。
- (xii) 許可例外農業貨物(AGR)のもとでのEAR99に分類される農産物の輸出、及び許可例外AGRのもとでのEAR99に分類される米国原産の農産物の特定の再輸出(EAR§740.18を参照しなさい)。
- (xiii) 許可例外コンシューマ用通信機器(CCD)のもとに是認される貨物及びソフトウェア(EAR§740.19参照)。
- (xiv) 許可例外キューバ人支援(SCP)(EAR§740.21参照)。

(2) みなし輸出及びみなし再輸出

EAR対象の技術又はソースコードではあるが、商務省規制品リストに掲載されていないもの(すなわち、EAR99の技術又はソースコード)の米国又は第三国に所在するキューバ国民への提供には輸出許可は不要である。

(b) 輸出許可方針

輸出許可が必要な品目は、以下のものを除いて、一般方針として拒絶の対象となる：

(1) 医薬品及び医療機器

EAR§772で定義される医薬品及び医療機器の輸出申請については、以下の場合を除いて、通常、承

認される：

- (i) 1979 年の輸出管理法 (EAA) (改正版) の § 5(m)、若しくは国際緊急経済権限法の § 203(b) (2) のもとで、規制が容認される範囲内である場合；
- (ii) 輸出される品目が、拷問若しくはその他の人権凌辱の目的に用いられる相当な可能性がある場合；
- (iii) 輸出される品目が再輸出されるという相当な可能性がある場合；
- (iv) 輸出される品目が何らかのバイオテクノロジー製品の製造に使用できる場合；又は
- (v) 輸出される品目はその意図した目的で用いられ、かつ、キューバの人々の消費と利益のためにのみ用いられることを、米国政府が現地査察又はその他の手段により、確認できないと裁定された場合（ただし、この除外事項は、キューバに所在する非政府組織への人道支援目的の医薬品の寄付には適用されないものとする）。

(2) 通常の場合、許可される輸出及び再輸出。

以下のものの輸出又は再輸出の許可を求める申請は、通常の場合、許可される：

- (i) キューバ人への、キューバ人からの、及びキューバ人の中での通信を向上させることになる通信品目；
- (ii) キューバ国内の市民社会の支援を目的とする独立活動を促進する人権組織、又は個人及び非政府組織への貨物及びソフトウェア；
- (iii) 主たる目的が一般大衆に対するニュースの取材及び報道であるキューバ国内にある米国のニュース編集局への貨物及びソフトウェア；
- (iv) EAR § 772 で定義される農産物の適用範囲外の農業品目（例えば、殺虫剤、農薬及び除草剤）並びに許可例外 AGR が適用できない農産物；
- (v) 民間航空の安全及び国際航空輸送に従事する民間航空機の安全運行を確保するのに必要な品目（国有企業にリースされた当該航空機の輸出又は再輸出を含む）；並びに
- (vi) 米国及び国際的な大気質、水、又は海岸線の環境保護に必要な品目（再生可能エネルギー又はエネルギー効率に関連する品目を含む）。

(3) ケースバイケースで許可される可能性がある輸出及び再輸出

- (i) キューバの人々のニーズを満たす品目の輸出又は再輸出の輸出許可申請（キューバ政府の国有企業、機関、及びその他の組織への当該品目の輸出及び再輸出であって、キューバの人々の消費と利益のための貨物及び役務を提供するものを含む）は、ケースバイケースで是認される可能性がある。このケースバイケースの審査方針には、以下に該当する用途のための品目の輸出又は再輸出許可申請が含まれる：
 - (A) 農業生産、芸術活動（パブリックコンテンツ、歴史的及び文化的活動の創作及び保護を含む）、教育、食品加工、災害への準備、救助及び対処、公衆の健康及び衛生、住宅建築及び修理並びに公共輸送；
 - (B) キューバの人々による国内消費のための卸売及び小売流通；
 - (C) 公共水道処理施設、電気又はその他のエネルギーをキューバの人々に供給する施設、スポーツ及びレクリエーション施設、並びにキューバの人々に直接的に便宜をもたらすその他の生活基盤の建設；並びに
 - (D) 民間産業分野により製造された品目のキューバからの輸出を可能にしたり便宜を与える品目。
- (b) (3) (i) 項の注 1：本項で示される運用方針に基づいて発行される輸出許可は、一般的に、キューバからいずれか他の仕向地への再輸出及びキューバから第三国への貨物又は役務の輸出を可能にしたり便宜を与える使用であって、一次的に国家の収益を生み出すものの双方を禁じる条件が付される。

(b) (3) (i) 項の注 2：本項におけるケースバイケースの審査の方針は、キューバの人々のニーズを満たす輸出及び再輸出を容易にすることを意図している。従って、主として国家の歳入を生み出す国有企業、機関、及びその他の組織（観光事業に従事するもの並びに鉱物又はその他の原材料の採収又は生産に従事するものを含む）による使用のための品目の輸出又は再輸出の申請について、BIS は、通常の場合、拒絶する。キューバの軍、警察、諜報機関又はセキュリティサービスを仕向先とする品目の輸出又は再輸出の申請についても、通常の場合、拒絶される。さらに 2017 年 6 月 16 日付のキューバに対する米国の規制強化に関する国家安全保障大統領メモの § 3(a) に基

づき、BIS は、官報において国務省により特定された又は <https://www.state.gov/e/eb/tfs/spi/cuba/cubarestrictedlist/index.htm> で特定された団体又は下部団体による使用のための品目の輸出若しくは再輸出申請について、これらの取引が NSPM の § 2 及び § 3(a) (iii) に合致していると確定されない限り、通常の場合、拒絶する。

- (ii) **[Reserved]** ~~キューバに一時寄港中の航空機又は船舶の輸出又は再輸出であつて、人道物資若しくは役務のいずれかを搬送するもの又は米国の外交上の利益に沿っているものの申請は、ケースバイケースで許可される可能性がある。~~

(4) 航空機及び船舶の一時的な寄港

キューバに一時寄港中の航空機又は船舶の輸出又は再輸出（免許を取得した航空運送業者により運航される航空機又は傭船された貨物船を除く）は、米国の外交上又は国家安全保障上の利益に沿っていない限り、一般方針として拒絶の対象となる。キューバに一時寄港中の、免許を取得した航空運送業者により運行される航空機又は傭船された貨物船の輸出又は再輸出を求める申請は、ケースバイケースで許可される可能性がある。

(b) (4) 項の注 1: キューバに一時寄港中の自家用及び社用航空機、クルーズ船、ヨット、漁船、並びにその他の同様の航空機及び船舶の輸出又は再輸出を求める申請は、通常の場合、拒絶される。

(c) 定義

本節でいうところの“米国人”は、キューバ資産管理規則の § 515. 329 (31 CFR 515. 329) で規定される米国の管轄権に服する者を意味する。

(d) 関連規制

OFAC は、31 CFR Part 515 で定めるところにより、キューバとの取引又はあらゆるキューバ国民との取引に関与する米国の管轄権に服する者（所在地を問わない）の行為に対する規制を維持している。輸出者及び再輸出者は、OFAC の関連規制の更なるガイダンスについて、OFAC に相談しなければならない。

§ 746. 3 イラク

国連安全保障理事会 (UNSC) 決議 1483 及び 1546 並びに他の関連決議に従って、国連は、武器及び関連軍需品及び製造手段のイラクへの販売又は供給に対する禁輸を維持している（ただし、決議 1546 の目的をかなえるためにイラク政府により必要とする品目を除く）。UNSC 決議 707 及び 687 は、イラクがその核兵器計画を排除することを要求しており、その核関連行為を医療用、産業用又は農業用の同位元素の使用に制限している。これらの決議は、さらにイラクが生物化学兵器計画に加えてその弾道ミサイル計画を排除することを要求している。適用される UNSC 決議を支持して、本節では特定のイラクの具体的な輸出許可要求事項と輸出許可方針を詳細に規定している。それに加えて、本節ではイラク国内における EAR 対象品目の移転に対する制限について詳細に規定している。輸出者は、イラクへの輸出及び再輸出並びにイラク国内における移転に関して、EAR の他の条項（§ 742 及び § 744 を含む）が、引き続き適用されることを承知しなければならない。

(a) 輸出許可要求事項

- (1) 商務省規制品リストにおいて、NS、MT、NP、CW、CB、RS、CC、EI、SI 又は SL 理由により規制される品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転については、輸出許可が必要である。EAR § 742 を参照しなさい。
- (2) 商務省規制品リストにおいて、UN 理由により規制される品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転については、輸出許可が必要である。
- (3) 商務省規制品リストの以下の ECCN において、RS 理由で規制される品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転については、輸出許可が必要である：
 - 0B999、0D999、1B999、1C992、1C995、1C997、1C999 及び 6A992。
- (4) 輸出、再輸出又は移転の時点で、EAR 対象品目が本節で定義される“軍事最終用途”のために使用されるか若しくは使用される意図があること、又は“軍関連の最終需要者”により使用されるか若しくは使用される意図があることを、知っているか、知り得る根拠を有しているか、或いは BIS によりインフォームされた場合、この品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転については、輸出許可が必要である。この輸出許可要求事項は、米国政府の職員及び機関による公的な使用

のための品目の輸出、再輸出若しくは移転、又はイラク政府への輸出、再輸出若しくは移転には適用されない。“米国政府機関”の定義については、EAR § 740.11(b)(3)を参照しなさい。BISは、本項で定める用途又は需要者に対する転用の容認できなリスクがあるとBISが裁定した理由により、指定された最終需要者へのEAR対象品目の輸出、再輸出又は移転に輸出許可が必要であることを、個々に行う特定の通知或いはEARの改正を通して輸出者、再輸出者、又はその他の者にインフォームすることができる。特定の通知は、輸出管理担当の副次官補、若しくはその指示によってのみ行なわれる。当該通知が口頭で与えられる場合、その後2就業日以内に、輸出管理担当の副次官補が署名した書面によりフォローされる。そのような通知がない場合であっても、本項の輸出許可要求事項に対する輸出者、再輸出者又はその他の者の順守義務を免除することはない。

(i) 軍事最終用途

本節において、語句“軍事最終用途”は、米国軍需品リスト(USML)(22 CFR part 121、国際武器取引規則)又はワッセナーアレンジメント軍需品リスト(WAML)(ワッセナーアレンジメントのウェブサイト <http://www.wassenaar.org> に掲載されている)で定められる軍物品目に組込むこと；又はUSML若しくはWAMLで定める軍物品目の使用、開発、若しくは配備を意味する。

(ii) 軍関連の最終需要者

本節において、用語“軍関連の最終需要者”は、その行為又は役割が本節の(a)(4)(i)項で定義される“軍事最終用途”を支援する目的を持つ“者”であって、米国政府により正当な軍事組織として認められていない“者”を意味する。

(5) 定義

イラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転でいうところの“弾道ミサイル”は、到達距離の範囲が150kmを超えるミサイルとして定義される。

(b) 輸出許可方針

- (1) イラクの民間の核活動又は軍の核活動(医療用、産業用又は農業用の同位元素の使用を除く)のための本節の(a)(1)、(a)(2)又は(a)(3)項にリストされている品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転に関する輸出許可申請は、一般方針として拒絶の対象となる。
- (2) 国家安全保障(NS)又は核不拡散(NP)理由により規制される工作機械に加えて、犯罪規制(CC)若しくは国連(UN)理由(ECCN 0A986に番号分類される品目を含む)若しくは末尾の番号が“018”のECCNで規制される品目又は“600シリーズ”のECCNに番号分類される品目であって、イラクの大量破壊兵器、弾道ミサイル又は武器及び関連軍需品の生産、研究、設計、開発、サポート、メンテナンス又は製造に重大な貢献をするもののイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転に関する輸出許可申請は、一般方針として拒絶の対象となる。イラク政府への“600シリーズ”の品目の輸出は、EAR § 742.4(b)及び§ 742.6(b)の中で当該品目について示される輸出許可方針のもとに審査される。
- (3) 本節の(a)(3)項にリストされる品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転に関する輸出許可申請は、イラクの民間の社会的生産基盤の建設に貢献するかを裁定するために、ケースバイケースで審査される。イラクの民間の社会的生産基盤の建設に貢献しないと裁定された申請は、一般方針として拒絶の対象となる。
- (4) 本節の(a)(4)項にリストされる品目のイラクへの輸出若しくは再輸出又はイラク国内における移転に関する輸出許可申請は、方針として拒絶の対象となる。

(c) 許可例外

あなたの取引が、次のいずれかの許可例外のすべての要求事項を満たす場合、輸出許可なしに輸出又は再輸出することができる：

CIV、APP、TMP、RPL、GOV、GFT、TSU、BAG、AVS又はENC。

これらの各許可例外の具体的な要求事項については、EAR § 740を参照しなさい。上記にもかかわらず、本節の(a)(4)項に基づいて輸出許可を必要とする輸出又は再輸出には、本項は適用されてはならない。

(d) 関連の国務省の規制

国務省防衛取引管理部門は、国際武器取引規則(22 CFR part 120から130)のもとに、イラクへの武器及び軍の装備品に対する規制を維持している。

(e) 財務省海外資産管理局より発行された輸出許可の移管

2004年7月30日以前は、財務省海外資産管理局(OFAC)は、31 CFR part 575 で定めるところにより、イラクとの取引について主たる輸出許可権限を行使していた。本節では、イラクへの輸出又は再輸出に対してOFACより発行された輸出許可証の有効期間を制定する。

(1) 有効期間

輸出管理規則(EAR)のもとでイラクに対して輸出許可が必要な品目の輸出又は再輸出に対してOFACより発行された輸出許可証は、EARのもとで引き続き有効であるものとする。満了日が指定されたこれらの輸出許可証については、当該満了日が引き続き適用される。満了日が指定されていない輸出許可証は、2005年7月30日まで有効である。OFACより発行された輸出許可証に基づく品目の輸出及び再輸出に適用される記録保管要求事項は、本節の(e)(3)項で定められる。

(e)(1)項の注: 他の機関の輸出規制管轄の対象である品目の輸出又は再輸出についてOFACより認可された者は、OFACにより与えられた認可の満了日に関して、OFAC及び他の関連機関と相談しなければならない。

(2) 再輸出又は移転

2004年7月30日現在、イラクへの輸出又は再輸出についてEARのもとでの輸出許可要求事項の対象である品目であって、以前にOFACより与えられた特定の輸出許可のもとにイラクに輸出又は再輸出されたものは:

- (i) BISからの輸出許可なしに、イラク国内において新たな最終需要者に移転できない。
- (ii) 輸出許可がなくても、米国に再輸出することができる。
- (iii) EARの別の箇所で示される仕向地、最終用途又は最終需要者に対する輸出許可要求事項を条件として、第3国に再輸出することができる。

(3) 記録保管要求事項

本節の(e)(1)項で定めるOFACにより与えられた特定の輸出許可を受けた者は、その特定の輸出許可に基づいてイラクに輸出又は再輸出された品目の記録、並びにその品目がイラクにおけるこれらの使用の通常の過程において消費又は破壊されるか、BISからの更なる認可が不要な第3国に再輸出されるか、或いは米国に返送されたことの記録を保持しなければならない。この要求事項は、2004年7月30日現在、イラクへの輸出についてEARのもとでの輸出許可要求事項の対象である品目のみ適用される。これらの記録は、EAR § 762 で示される記録要求事項に従って維持されなければならない、さらに以下の情報を含まなければならない:

- (i) 輸出日又は再輸出日及び関連詳細事項(輸送手段を含む);
- (ii) 品目の説明(ECCNを含む)及び品目の米ドル価額;
- (iii) 計画している最終用途及び品目が使用される予定のイラク国内の場所の説明;
- (iv) OFACの特定の輸出許可保持者以外の関係者であって、その品目への一時的なアクセスを与えることができるもの; 並びに
- (v) 品目がイラクにおけるこれらの使用の通常の過程において消費若しくは破壊された場合、消費若しくは破壊された日、又はBISからの更なる認可が不要な第3国に再輸出された日、又は米国に返送された日。

(f) EAR対象品目のイラク国内における特定の移転についての輸出許可要求事項

(1) 輸出が許可される品目

財務省により発行された特定の輸出許可又は商務省の特定の輸出許可若しくは許可例外に基づき輸出又は再輸出されたEAR対象品目のイラク国内における移転については輸出許可が必要である。

(2) その他の品目

- (i) イラク国内におけるEAR対象品目の移転について、移転の時点で、当該品目が、EAR § 744 で示されるところの大量破壊兵器又はこれらの運搬の手段の設計、開発、製造若しくは使用に用いられることを、知っているか、知り得る根拠を有しているか、或いはBISによりインフォームされた場合、輸出許可が必要である。
- (ii) EAR § 744.12、§ 744.13又は§ 744.14で示されるところにより、指定されたテロリスト又はテロリスト組織へのイラク国内における移転については、輸出許可が必要である。

§ 746.4 北朝鮮

(a) 輸出許可要求事項

1979年の輸出管理法（改正版）の§6を典拠として、また、国連安全保障理事会決議1718に沿って、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）へのEAR対象品目（EAR§734参照）の輸出又は再輸出には、輸出許可が必要である（EAR99に分類される食料品及び医療品（EAR§772で定義される）を除く）。一部の特定の許可例外（本節の項(c)で示される）が、適用できる場合がある。輸出者は、EARの他の条項（§742及び§744を含む）についても、北朝鮮への輸出及び再輸出に適用されることを承知していなければならない。

(b) 輸出許可方針

輸出許可が必要な品目は、以下に該当するものを除いて、ケースバイケースで審査を受ける：

(1) 贅沢品

贅沢品（例えば、高級乗用車；ヨット；宝石；宝飾品類；その他のファッションアクセサリ；化粧品；香水；毛皮；デザイナー衣類；高級腕時計；敷物及びタペストリー；電子娯楽用ソフトウェア及び機器；娯楽用のスポーツ設備；タバコ；ワイン及びその他のアルコール飲料；楽器；芸術品；並びに骨董品及び蒐集品（これに限定されるものではないが、稀少コイン及び切手を含む））の輸出又は再輸出申請は、一般方針として拒絶の対象となる。

贅沢品に関する更なる情報について、§746付則1を参照しなさい。

(2) 武器及び関連軍需品の輸出又は再輸出申請は、一般方針として拒絶の対象となる。それに加えて、国連文書S/2006/814、S/2006/815及びS/2006/853で指定された品目並びに国連安全保障理事会又は国連安全保障理事会決議1718により設立された制裁委員会が、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連プログラムに貢献する可能性があると裁定したその他の品目の輸出又は再輸出申請について、一般方針として拒絶の対象となる。

(3) NP及びMT理由で規制される品目（ECCN 7A103の品目を除く）の輸出又は再輸出申請は、一般方針として拒絶の対象となる。

(4) 北朝鮮人民の利益を目的とする人道支援品目（例えば、毛布、最低レベルの履物、暖房用石油及びその他の最低限の生活必需品）；国連の人道支援活動をサポートする品目；並びに、BISが諸機関間の輸出許可審査委員会との協議において裁定した農産物又は医療機器品目であって、贅沢品ではないものの輸出又は再輸出申請は、一般方針として承認の対象となる。

(5) CCLに掲げるの他の品目

EAR§742.19(b)を参照しなさい。

(c) 許可例外

あなたの取引が、本項で指定されるいずれかの許可例外の副節のすべての適用される条件及び制約を満たす場合、輸出許可なしに輸出及び再輸出することができる。適用範囲と適格要件を確定するために、§740（許可例外）の節又は特定の項を参照する必要がある。制裁対象国に適用される条項は一般的に限られているので、各許可例外を慎重に調べなさい。

(1) TMP（EAR§740.9(a)(9)で示される、報道機関で使用するための品目に関するもの）。

(2) GOV（EAR§740.11(a)及び(b)(2)で示される、米国政府、国際原子力機関（IAEA）又は欧州原子力共同体（Euratom）の職員及び機関により私的な使用又は公務での使用のための品目に関するもの）。

(3) GFT（ただし、本節で定められる贅沢品の北朝鮮への輸出又は再輸出には、GFTが適用できない）。

(4) TSU（EAR§740.13(a)で示される合法的に輸出された貨物の使用に係る技術及びソフトウェアに関するもの、並びに§740.13(b)で示される販売に係る技術に関するもの）。

(5) BAG（EAR§740.14(a)から(d)で示される、米国から出国する者により個人用手荷物としての品目の輸出に関するもの）。

(6) AVS（EAR§740.15(a)(4)で示される、民間航空機に関するもの）。

(d) 国務長官は、北朝鮮を、当国政府が国際テロ行為への支援を繰り返し提供した国として指定している。反テロリズム規制については、EAR§742.19を参照しなさい。

- (e) OFAC は、米国の管轄権に服する者及び北朝鮮の団体又は特別に指定された北朝鮮の国民が関与する特定の取引に対する規制を維持している。

§ 746.5 ロシア産業向け制裁

(a) 輸出許可要求事項

(1) 一般禁止事項

1979 年改正の輸出管理法の § 6 に基づいて、本章の付則 2 にリストされる EAR 対象品目並びに ECCN 0A998、1C992、3A229、3A231、3A232、6A991、8A992 及び 8D999 で指定される品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）について、ロシアの深海（水深が 500 フィートを超える）、若しくは北極海沖の海域、若しくはロシアにおけるシェール層での石油又は天然ガスの探査若しくは生産のために当該品目が直接的若しくは間接的に使用されるためのものであることを知っている場合、又は当該品目が上記のプロジェクトで使用されるか否かについて確定できない場合、輸出許可が必要である。当該品目には、限定されるものではないが、掘削装置、水平掘削用部品、掘削仕上装置、サブシープロセス装置、北極圏での運転が可能な船舶用機器、ワイヤラインダウンホールモータ及び装置、ドリルパイプ及びケーシング、水圧破碎用ソフトウェア、高圧ポンプ、地震探査装置、遠隔操縦船舶、圧縮機、膨張器、バルブ並びにライザーを含む。EAR の他の条項（§ 742 及び § 744 を含む）についてもロシアへの輸出及び再輸出に適用されることに注意しなければならない。本節に基づいて BIS に提出された輸出許可申請書には、§ 748 付則 1 のブロック 9 (Special Purpose[特別目的]) に、字句”section 746.5”を記入することができる。

(2) BIS によりインフォームされたものに対する追加の禁止事項

BIS は、ロシアにおける本節の (a) (1) 項で指定される行為での使用又はそれらの行為への転用の容認できないリスクがあるという理由で、特定の告示により個別に、又は EAR の改正を通してのいずれかで、特定の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）又は特定の最終需要者若しくは最終用途への指定された品目の輸出、再輸出若しくは移転（国内における移転）に対して輸出許可を必要とする者をインフォームする場合がある。特定の告示は、輸出管理担当の商務次官補代理によってのみ、又は彼の指示によってのみ出される。上記の告示が口頭で与えられた場合、その後 2 就業日以内に輸出管理担当の商務次官補代理によって署名された書面による告示が続く。しかし、上記の告示がなかったからといって、本節の (a) (1) 項の輸出許可要求事項を順守することを免除させることはない。

(b) 輸出許可方針

ロシアについて輸出許可を必要とする品目の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を求める申請書は、ロシアでの深海（水深が 500 フィートを超える）、北極海沖、又はシェールプロジェクトであって、石油を産出する可能性があるものの探査又は生産のために直接的又は間接的に使用されるためのものである場合、拒絶されるとの想定のもとに審査される。

(c) 許可例外

いかなる許可例外も、本節で示される輸出許可要求事項を克服することはできない（ただし、許可例外 GOV（§ 740.11(b)））。

§ 746.6 ウクライナのクリミア半島地域

(a) 輸出許可要求事項

(1) 一般禁止事項

1979 年改定の輸出管理法 (EAA) (改正版) の § 6 を典拠として、ウクライナのクリミア半島地域への EAR 対象品目の輸出もしくは再輸出及びウクライナのクリミア半島地域内での移転には輸出許可が必要である (EAR99 に指定される食料品及び医薬品又はインターネット上のパーソナル通信の交換 (例えば、インスタントメッセージ、チャット及び電子メール、ソーシャルネットワーキング、写真及び動画共有、ウェブ閲覧、及びブログ) を可能とするために必要なソフトウェアを除く (但し、当該ソフトウェアが EAR99 に指定されているか EAR の輸出規制分類番号 (ECCN) 5D992.c におけるマーケットソフトウェアとして分類されていることを条件とし、さらに当該ソフトウェアがユーザー

に対して無償で広く一般市民が入手できることを条件とする)。「ウクライナのクリミア半島地域」には、その地域の領土並びにその領土の主張された併合に基づいて、統治権、主権的権利又は管轄権が主張されている海域が含まれる。

- (2) ウクライナのクリミア半島地域に所在する又は同地域を出身地とする外国人に対する EAR のみなし輸出及びみなし再輸出を申請する目的において、外国人の国籍（容認された方法（例えば、パスポート又は米国政府により認められたその他の国籍を証する書類）により裁定される）は、みなし輸出又はみなし再輸出に対して輸出許可が必要であるか否かを確定する目的のために使用されるものである。その他の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）については、(a) 項で指定される輸出許可要求事項を参照のこと。

(b) 輸出許可審査方針

申請書は、拒絶されるとの想定のもとに審査される（ただし、OFAC のウクライナ関連の一般的な輸出許可 No. 4 で認可される品目を除く、これらの品目はケースバイケースで審査される）。

(c) 許可例外

あなたの取引が、この (c) 項で指定されるいずれかの許可例外項のすべての適用される条件を満たす場合、輸出許可なしに輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行うことができる。適用範囲と適格要件を確定するために、§ 740（許可例外）の節又は特定の項を参照する必要がある。

制裁対象国に適用される条項は一般的に限られているので、各許可例外を慎重に調べなさい。

- (1) TMP (EAR § 740.9 (a) (9) で示される、報道機関で使用するための品目に関するもの)。
- (2) GOV (EAR § 740.11 (a) 及び (b) (2) で示される、米国政府、国際原子力機関 (IAEA)、又は欧州原子力共同体 (Euratom) の職員及び機関により私的な使用又は公務での使用のための品目に関するもの)。
- (3) GFT (§ 740.12 で示される贈与品及び人道的寄贈品に関するもの)。
- (4) TSU (EAR § 740.13 (a) で示される合法的に輸出された貨物の使用に係る技術及びソフトウェアに関するもの、並びに § 740.13 (b) で示される販売に係る技術に関するもの)。
- (5) BAG (EAR § 740.14 (a) から (d) で示される、米国から出国する者により個人用手荷物としての品目の輸出に関するもの)。
- (6) AVS (EAR § 740.15 (a) (4) 及び (d) で示される、民間航空機及び船舶に関するもの)。

§ 746.7 イラン

財務省海外資産管理局 (OFAC) は、イランに対する包括的な通商及び投資の禁止策を執行している。この禁輸には、イランに関与する輸出及び特定の再輸出取引 (EAR 対象品目を取扱う取引を含む) に対する禁止事項を含んでいる。これらの禁止事項は、OFAC のイラン取引規則 (31 CFR Part 560) で示されている。それに加えて、BIS は、本節の (a) (1) 項又は EAR の他の条項で定めるところにおいて、EAR の他の条項 (例えば、§ 742.8 反テロリズム：イランを参照しなさい) のもとにイランへの輸出及び再輸出に対して輸出許可要求事項を維持している。

(a) 輸出許可要求事項

(1) EAR の輸出許可要求事項

CCL に掲げる品目であって、ECCN の輸出許可要求事項欄のカントリーチャート列に、CB Column 1、CB Column 2、CB Column 3、NP Column 1、NP Column 2、NS Column 1、NS Column 2、MT Column 1、RS Column 1、RS Column 2、CC Column 1、CC Column 2、CC Column 3、AT Column 1 若しくは AT Column 2 を含むもの、又は ECCN 0A980、0A982、0A983、0A985、0E982、1C355、1C395、1C980、1C982、1C983、1C984、2A994、2D994、2E994、5A001. f. 1、5A980、5D001 (5A001. f. 1 のためのもの又は 5E001. a (5A001. f. 1 に係る技術若しくは 5D001. a (5A001. f. 1 のためのもの) に係る技術) のためのもの)、5D980、5E001. a (5A001. f. 1 に係る技術若しくは 5D001. a (5A001. f. 1 のためのもの) に係る技術) 又は 5E980 に分類される品目のイランへの輸出又は再輸出には、EAR のもとでの輸出許可が必要である。

(2) BIS の認可

重複を避けるために、輸出者又は再輸出者は、EAR 及び OFAC のイラン取引規則の双方の対象となる輸出又は再輸出について、BIS から別個の承認を求める必要はない。従って、OFAC が輸出又は再輸出を認可した場合、その認可は EAR でいうところにおける認可ともみなされる。OFAC の規制権限の対

象とならない取引は、BIS の認可を必要とする場合がある。

(b) 輸出許可方針

人道支援理由又は民間航空機の安全若しくは米国原産の航空機の安全運航を目的とする取引の輸出許可申請については、ケースバイケースで審査される。その他の目的の輸出許可は、通常、拒絶される。

(c) 許可例外

いかなる許可例外も、イランへの輸出又は再輸出には使用することができない。

(d) EAR の反テロリズム規制

国務長官は、イランを、国際テロ行為に対する支援を繰返し提供した国として指定した。イランに関する反テロリズム上の輸出許可要求事項及び輸出許可方針については、EAR § 742.8 で示されている。

(e) 必要とする OFAC の認可なしで EAR 品目を輸出又は再輸出することの禁止。

いかなる者も、EAR 対象品目の輸出及び再輸出について、その取引がイラン取引規則 (31 CFR Part 560) によって禁止されている場合、及び OFAC によって認可されていない場合、これを行うことができない。この (e) 項の禁止事項は、EAR が輸出又は再輸出について輸出許可を義務付けているか否かにかかわらず適用される。

§ 746.8 [Reserved]

§ 746.9 シリア

2003 年制定のシリアの説明責任とレバノンの主権回復に関する法律 (公法 108-75、22 U.S.C. 2151 に注として成文化されている) (SAA) の § 5(a) (1) 及び § 5(a) (2) (A) は、15 CFR PART 774 の商務省規制品リスト (CCL) に掲げるすべての品目のシリアへの輸出禁止並びに食料品及び医薬品を除く米国製品のシリアへの輸出禁止を求めている。大統領は、また、特定の取引に関し SAA の § 5(b) に従って国家安全保障上の権利放棄の権限を行使した。本節における条項は、2004 年 5 月 11 日の大統領令 13338 に沿って発令され、それは SAA に盛り込まれた。

(a) 輸出許可要求事項

EAR99 に分類される食料品及び医薬品 (医薬品については EAR § 772 で定義されている) を除くすべての EAR 対象品目のシリアへの輸出又は再輸出には輸出許可が必要である。シリア国籍の外国人への商務省規制品リスト (CCL) に掲げる技術又はソースコードのみなし輸出及びみなし再輸出 (それぞれ、EAR § 734.13(b) 及び § 734.14(b) で定められている) については輸出許可が必要である。EAR の対象ではあるが CCL にリストされていない技術又はソースコードに関係するシリア国籍の外国人に対するみなし輸出及びみなし再輸出については、輸出許可は不要である。

(b) 許可例外

本節の (a) 項で示される輸出許可要求事項に対して、以下の場合を除いて、シリアへの輸出又は再輸出に対してどの許可例外も使用できない：

- (1) EAR § 740.9(a) (9) で示されるニュースメディアにより使用するための品目についての許可例外 TMP、
- (2) EAR § 740.11(b) (2) で示される米国政府の職員及び機関による個人用又は職務用の品目についての許可例外 GOV、
- (3) EAR § 740.13(a)、(b) 又は (c) の条件に基づく使用に係る技術及びソフトウェア、販売に係る技術及びソフトウェアのアップデートについての許可例外 TSU、
- (4) EAR § 740.14(a) から (d) のみの条件に基づいて、米国から出国する個人により、個人用の手荷物として個人的に所有される品目の輸出についての許可例外 BAG、並びに
- (5) EAR § 740.15(a) (4) の条件に基づいて、シリアに再輸出される民間航空機の一時寄港についての許可例外 AVS。

(c) 輸出許可政策

- (1) この(c)項で定める場合を除いて、シリアへの輸出又は再輸出に関するすべての輸出許可申請書は、一般方針として拒否の対象となる。技術及びソースコードの“みなし輸出”及び“みなし再輸出”に関する輸出許可申請書は、個別に審査される。BISは、米国の外交問題を執行する大統領の憲法上の権限及び最高司令官としての大統領の憲法上の権限を遂行するために必要な品目の輸出及び再輸出(国外において米国政府職員による公務の履行のために必要な品目の輸出及び再輸出を含む)の輸出許可申請書については、個別に考慮する場合がある。
- (2) BISは、次に掲げる輸出許可申請書についても個別に考慮する場合がある：
- 米国政府の外交活動又はその他の活動を支援する品目（当該輸出又は再輸出の規制が、米国の外交問題を執行する大統領の憲法上の権限の範囲外にある限りにおいて）；
 - 医薬品（CCLに掲げるもの）及び医療機器（両方とも、EAR § 772 で定義されている）；
 - 民間航空の安全と民間旅客機の安全な運航を確保することを目的とする部品及び部分品；
 - シリア政府の公務に従事するシリア政府の職員の輸送のためシリア政府によりチャーターされた航空機；
 - 通信装置及び関連するコンピュータ、ソフトウェア及び技術；並びに
 - シリアにおける国連活動を支援する品目；並びに
 - シリア人民の支援に必要な品目（限定されるものではないが、飲料水の供給及び衛生施設、農業生産、並びに食品加工、発電、石油及びガスの生産、建設及び土木工事、輸送、並びに教育基盤を含む）。
- 安全な運航のための航空機部品の許可された各輸出許可の総ドル価額は、通常、完全なオーバーホールの場合を除いて、24か月の標準許可期間について200万ドル以下に限定される。
- (3) さらに、EAR § 734 と整合をとる形で、次のものはEARの対象とならない、従って、この包括的指令の対象ともならない：
- 書籍及びその他のメディアの形態の情報資料；
 - 一般に入手可能なソフトウェア及び技術；並びに
 - 特許出願、又はこの出願に対する修正、変更、若しくは補足、又はこれらの分割の形態で輸出される技術（15 CFR 734.3(b)(1)(v)、(b)(2)及び(b)(3)を参照しなさい）。

§ 746.9 に対する注釈：行政上の理由により、BISは、特定の禁止事項についての大統領の権利放棄に関連して、EAR § 736 付則 1 の包括的指令 No. 2 おける禁止事項を維持し続けている。本節には、シリアに対する実質的な規制のすべて（包括的指令 No. 2 において維持されている権利放棄関連の禁止事項を含む）を含んでいる。

§ 746 付則 1 贅沢品の例

以下は、§ 746.4(b)(1)で示される贅沢品リストの例示をさらに詳しく説明するものである：

- (a) タバコ及びタバコ製品
- (b) 高級腕時計：
腕時計、懐中時計等であって、貴金属又は貴金属を被覆した金属のケース付きのもの
- (c) アパレル及びファッション品目であって、次のいずれかに該当するもの：
(1) 革製品
(2) 絹製品
(3) 毛皮及び人工毛皮
(4) ファッションアクセサリ：革製旅行用品、バニティーケース、双眼鏡及びカメラケース、ハンドバッグ、財布、デザイナー万年筆、絹スカーフ
(5) 化粧品（美容及びメイキャップを含む）
(6) 香水及び化粧水
(7) デザイナー衣類：革製のアパレル及び被服用アクセサリ
- (d) 装飾品であって、次のいずれかに該当するもの：
(1) 敷物及びタペストリー
(2) 磁器又はボンチャイナの食器類
(3) クリスタルガラス品目
(4) 芸術作品（絵画、原作の彫刻及び彫像を含む）、骨董品（製作後 100 年を超えているもの）並びに蒐集品（稀少コイン及び切手を含む）
- (e) 宝飾品：
真珠、宝石、貴石及び半貴石（ダイヤモンド、サファイヤ、ルビー及びエメラルドを含む）でできた宝飾品、貴金属又は貴金属を被覆した金属でできた宝飾品
- (f) 電子機器品目であって、次のいずれかに該当するもの：
(1) フラットスクリーン、プラズマ若しくは液晶パネルテレビ等のビデオ・モニタ又は受信装置（高品位テレビを含む）並びに 29 インチ超のテレビ；DVD プレーヤー
(2) 携帯情報端末（PDA）
(3) 個人用デジタル音楽プレーヤー
(4) ラップトップコンピュータ
- (g) 輸送関連品目であって、次のいずれかに該当するもの：
(1) ヨット等の娯楽用の水上船舶（例えば、個人用の船舶）
(2) 高級乗用車（及び自動車）：人を輸送するための乗用車等の自動車（公共輸送車を除く）、ステーションワゴンを含む
(3) レーシングカー、スノーモービル及びオートバイ
(4) 個人用の輸送機器（電動スタンド式スクーター）
- (h) 娯楽関連品目であって、次のいずれかに該当するもの：
(1) 楽器
(2) 娯楽用のスポーツ設備
- (i) アルコール飲料：
ワイン、ビール、エール及び蒸留酒

§ 746 付則 2—ロシア産業向け制裁

本リストにおける別表 B 番号及び説明委の出典は、国勢調査局の別表 B（2014 年版）の 2014 年版の輸出コンコードダンス[用語索引]から引き出されたものである。国勢調査局の別表 B リスト（2014 年版）は、<http://www.census.gov/foreign-trade/schedules/b/2014/index.html> で見出すことができる。別表 B の序章では、別表 B の番号分類された製品と解釈についての重要な情報（例えば、NESOI とは、他の番号で、指定又は含まれていないものをいう）を規定している。さらに、個々の章にある製品についての重要な情報が各章の最初で見出すことができる。

別表 B 貨物番号	説明
7304110000	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、ステンレス製のもの
7304191020	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、鉄製（鋳鉄製のものを除く）又は非合金鋼製のもののうち、外径が 114.3mm 以下のもの
7304191050	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、鉄製（鋳鉄製のものを除く）又は非合金鋼製のもののうち、外径が 114.3mm 超 406.4mm 以下のもの
7304191080	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、鉄製（鋳鉄製のものを除く）又は非合金鋼製のもののうち、外径が 406.4mm を超えるもの
7304195020	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、その他の合金鋼製（ステンレス鋼製を除く）のもののうち、外径が 114.3mm 以下のもの
7304195050	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、その他の合金鋼製（ステンレス鋼製を除く）のもののうち、外径が 114.3mm 超 406.4mm 未満のもの
7304195080	油又はガスのパイプラインのために使用されるラインパイプ（継目なしのものに限る）であって、合金鋼製（ステンレス鋼製を除く）のもののうち、外径が 406.4mm を超えるもの
7304220000	油井用のドリルパイプであって、ステンレス鋼製のもの
7304233000	油井用のドリルパイプであって、鉄製又は非合金鋼製のもの
7304236000	油井用のドリルパイプであって、その他の合金鋼製（ステンレス鋼製を除く）のもの
7304241000	油井用のケーシングであって、ステンレス鋼製のもの
7304246000	油井用のチュービングであって、ステンレス鋼製のもの
7304291055	油井用のケーシングであって、鉄製又は非合金鋼製のもの
7304293155	油井用のケーシングであって、その他の合金鋼製（ステンレス鋼製を除く）のもの
7304295000	油井用のチュービングであって、鉄製又は非合金鋼製のもの
7304296100	油井用のチュービングであって、その他の合金鋼製（ステンレス鋼製を除く）のもの
7305111000	油又はガス用のラインパイプ（縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの）であって、鉄製又は非合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの

別表 B 貨物番号	説明
7305115000	油又はガスのパイプライン用のラインパイプ（縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの）であって、合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの
7305121000	油又はガス用のラインパイプ（縦方向にその他の溶接をしたもの）であって、鉄製又は非合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの
7305125000	油又はガスのパイプライン用のラインパイプ（縦方向に溶接をしたもの）であって、合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの
7305191000	油又はガス用のラインパイプ（縦方向に溶接をしたものを除く）であって、鉄製又は非合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの
7305195000	油又はガスのパイプライン用のラインパイプ（溶接又はリベット接合をしたもの）であって、合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
7305203000	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング（継目なしのものを除く）であって、鉄製又は非合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの
7305207000	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング（継目なしのものを除く）であって、合金鋼製のもののうち、横断面が円形のもので、外径が 406.4mm を超えるもの
7306110000	油又はガス用のラインパイプ（継目なしのものを除く）であって、ステンレス鋼製のもの（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
7306191000	油又はガス用のラインパイプ（継目なしのものを除く）であって、鉄製又は非合金鋼製のもの（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
7306195000	油又はガス用のラインパイプ（継目なしのものを除く）であって、合金鋼製のもの（ステンレス鋼製のものを除く）（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
7311000000	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
7613000000	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
8207130000	削岩用又は土壌せん孔用の工具であって、作用する部分にサーメットを使用したもの、及びそれらの部品
8207191030	卑金属製の打撃式削岩ビット、コアビット及びリーマ、並びにそれらの部品
8207192030	卑金属製の回転式削岩ビット、コアビット及びリーマ、並びにそれらの部品
8207195030	卑金属製の削岩用又は土壌せん孔用の工具（他の番号で、指定又は含まれていないもの）、並びにそれらの部品
8413500010	油井及び油田用往復容積式ポンプ
8413600050	油井及び油田用回転容積式ポンプ
8413820000	液体エレベーター
8413920000	液体エレベーターの部品

別表 B 貨物番号	説明
8421398020	静電気式集塵装置（産業用の気体清浄機）
8421398030	産業用の気体清浄機（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
8421398040	気体の分離機
8430494000	沖合の油及び天然ガスの掘削用及び生産用のプラットフォーム
8430498010	油井及びガス田の掘削のためのせん孔用又は掘削用の機械（回転式のもの）
8430498020	油井及びガス田の掘削のためのせん孔用又は掘削用の機械（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
8431390050	上 4 桁が 8425 から 8430 の油田及びガス田の機械に専ら又は主として使用するのに適した部品
8431434000	上 6 桁が 8430. 41 又は 8430. 49 の沖合の油及び天然ガスの掘削用及び生産用のプラットフォームの部品
8431438010	上 6 桁が 8430. 49 の油田及びガス田の機械の部品（沖合の掘削用及び生産用のプラットフォームの部品を除く）
8431438090	上 6 桁が 8430. 41 又は 8430. 49 のせん孔用又は掘削用の機械の部品（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
8479899850	油田及びガス田のワイヤライン作業用及びダウンホール用の装置
8705200000	せん孔デリック車
8708998175	上 4 桁が 8705 の自動車のための部品及び附属品（他の番号で、指定又は含まれていないもの）
8905200000	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットフォーム
8905901000	浮きドック